教育委員会会議次第

令和5年11月16日(木) 15:05 小倉北区役所6階 教育委員会会議室

- 1 開 会
- 2 案 件
- (1) 議案
- 秘 議案第26号「令和5年12月北九州市議会定例会への提出議案等について」 (総務課長、青少年課長)
- (2) その他報告
 - その他報告①「『北九州市公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱』の 一部改正及び令和7年度北九州市公立学校教員採用候補者 選考試験の実施について」 (教職員課長)
- 秘 その他報告②「次期教育大綱及び教育振興基本計画の策定状況について」 (企画調整課長)
- 3 閉 会

教育委員会(定例会)

1 開催年月日 令和5年11月16日(木)

2 開催時間 15:05~15:49

3 開催場所 小倉北区役所 6階 教育委員会会議室

4 出 席 者 (教育長) 田島 裕美

(教育委員) 竹本 真実、郷田 郁子、香月 きよう子、中島 良

5 事務局職員 教育次長 髙橋 秀樹

中央図書館長 柴田 憲志 総務部長 小杉 繁樹 教職員部長 澤村 宏志 学校支援部長 倉光 清次郎 次世代教育推進部長 丹羽 雅也 中央図書副館長 金子 二康 総務課長 久保 慶司 企画調整課長 栗原 健太郎 教職員課長 藤井 創一

 制度服務担当課長
 石本 弘一

 学事課長
 青栁 祥二

 施設課長
 江藤 博明

 教育情報化推進課長
 赤瀬 正信

 中央図書館運営企画課長
 藤原 定男

子ども家庭局青少年課長 白鳥 公将

 6 書
 記
 総務課庶務係長
 桑本 清

 総務課
 中島 遥香

7 会議の次第 別紙のとおり

教育委員会(定例会)会議録(令和5年11月16日)

1 開 会

15:05 田島教育長が開会を宣言

2 会議録署名委員の指名

田島教育長が会議録署名委員に、香月委員と竹本委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・議案第26号「令和5年12月北九州市議会定例会への提出議案等について」
- ・その他報告②「次期教育大綱及び教育振興基本計画の策定状況について」
- 3 案 件

(1) 公開案件

その他報告①『北九州市公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱』の一部改正及び令和7年度北九州市公立学校教員採用候補者選考試験の実施について」

教職員課長が報告。

「報告要旨」以下の項目について報告。

優秀な人材を早期に確保するため、要綱の改正を行うもの。

郷田委員/量から質へと、視点、重点を移動させていくということだと理解をした。

2番目の改正理由の中の(1)、「早期に確保するため」というのは理解できたのだが、(2)の「質を重視するための条件」を、どういった背景があってこのような条件を追加したかというのを、お話しいただける範囲で教えていただけたらなと思う。

教職員課長/例えば、社会人経験者枠の受験要件の変更を例に説明する。

社会人枠は、ある一定程度、「その企業に勤めていればここに該当しますよ」ということだったが、実際受けてくる方を見ると、例えば任用期間が3ヶ月とか半年とか、かつ、それが同一のところではなくて、他の会社に行ってまたそこで3ヶ月、4ヶ月という、そういう方もいて、なかなか1つの会社でしっかりと経験を積んできているとはなかなか言えないような方もいるので、やはり、ある一定期間、同一の会社の中で、しっかりとその中のお仕事をされた方ということを要件にしていくということである。

郷田委員/実際にそういったご経歴の方で、社会人経験者枠で申し込んでいただいても合格になかなか結び付かなかったために、条件から少し厳しめにしようか、という趣旨の改正と理解してよろしいか。

教職員課長/そのとおりである。

中島委員/私は、2番の(1)「優秀な人材を早期に確保するため」というところについて質問させていただく。

教員採用試験以外の分野と、受験の時期をなるべく揃えるという対処かと思うが、優秀な人材を早期に確保するという意味では、大学2年生を終えたばかりの

人を、どのようにして「教員として優秀」と判断するのかという問題もあると思うし、そのように、まだ学んでいる途中の学生を採用したからには、実際に就職するまでにどのように育てるのか、というところも1つのポイントかなと思う。

今回は採用試験に関する話なので、その点に直接触れているものではないと理解しているが、もしそのように、「学生の時期でありながらも、将来優秀な教員に育ってもらうため」に、人材育成について何かしら検討されているものがあれば、お知らせいただきたい。

教職員課長/まず考え方として、2年生を終えたばかりの3年生の学生だが、やはり教職に 就く方は教員免許が必要になり、免許を取るためには単位がかなり必要になって くるので、学生時代にしっかりと勉強されているだろう、ということだ。

> そして3年生の段階でも、一次試験はほぼ筆記試験なので、これができる方は、 当然4年生になっても勉強はしっかりとされているだろう、と。優秀な方は3年 の時も優秀であろうというのが、まず1つ大前提としてある。

> それから、大学生向けには、教育センターでフレッシュティーチャーの講座等も行っているので、そこに登録していただければ、学生のうちから研修を受けることもできるし、もちろん学生向けの内容になっているので、学校と研修によって、しっかりと学んでいただく。そういうことで、質というものが一層高まった状態で、本市に就職していただくというような計画はある。

- 中島委員/優秀と判断するものに関しても納得したし、そのようにフォロー体制があるということは、とても安心だと思った。
- 竹本委員/背景として、1番の(2)「養護教員の職務の明確化に関する文科省の通知」、 また、「看護師の法律の施行など」とあって、それが2番の(3)「職務の明確 化に関する通知に対応するため」として、一次試験免除の廃止とある。

私の勉強不足で申し訳ないが、この辺りをあまり詳しく存じ上げないので、もう少し教えていただけないだろうか。

教職員課長/ここは、これまで一次試験免除の要件として、「看護師免許を所有している方」で、しかも「養護教諭の免許を持っている方」というのは、ダブル免許であり、しかも、看護師の免許を持っているので医療行為もできるということで、免除という条件にしていた。これはそもそも、学校現場における医療的ケアが必要な子どもたちの存在という、そういった動向を踏まえた措置であった。

しかし、現在は、養護教諭の職務として、「医療的行為を含まない」、「医療的行為をしない」のが養護教諭であるということで、文科省からも通知が出ている。また、令和3年に、医療的ケア看護師の法律ができたことなど、そういった状況の変化がある。

そして現在、医療的ケアが必要な子どもに関しては、看護師を配置するようになったため、養護教諭は看護師を兼ねる必要がなくなったという背景があり、そういう意味で、それぞれの職務の明確化、つまり、養護教諭は医療的ケアをしない、医療行為をしない、ということに基づいて、この免除要件を外すということになった。

竹本委員/よく理解できた。

総務課長/件名について訂正させていただく。今お手元にある教育委員会会議の次第では、「その他報告①『北九州市公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱』の一部改正及び令和7年度北九州市公立学校教職員採用候補者選考試験の実施について」と書いているが、資料の表題が、異なる名称になっている。内容としては同じこ

とを述べているものであり、市ホームページでは、次第と同一の表題に修正した 資料を掲載させていただく。

報告終了

(関係者以外退出)

(2) 非公開案件

議案第26号「令和5年12月北九州市議会定例会への提出議案等について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

令和5年12月北九州市議会定例会へ提出する議案について、付議するもの。

原案可決

その他報告②「次期教育大綱及び教育振興基本計画の策定状況について」

企画調整課長が報告。

「報告要旨」以下の項目について報告。

次期教育大綱及び教育振興基本計画の策定状況について、経過を報告するもの。

報告終了

4 閉 会

15:49 田島教育長が閉会を宣言